政令

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十六条）」を「第百五十五条の二）」に、「第二章　退職年金等積立金に対する法人税　第三章　更正及び決定（第百七十三条―第百七十五条）」を

「第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税
　第一節　総則
　　第一款　用語の定義等（第百五十五条の三―第百五十五条の三十六―第百五十六条）
　　第二款　国際最低課税額（第百五十六条）
　第二節　申告（第百五十六条）
第三章　退職年金等積立金に対する法人税（第百五十六条）
第四章　更正及び決定（第百七十三条―第百七十五条）」

に改める。

第九条第一号ホ中「法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法（」を「法人税（法第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定により課される法人税に限る。）の額及び地方法人税（基準法人税額に対する地方法人税に限る。）の額並びに当該法人税の額に係る地方税法（」に改め、同号カ中「法第三十八条第一項第一号及び第二号に掲げる法人税並びに」を「当該過去事業年度又は当該事業年度の所得に対する法人税に限るものとし、法第三十八条第一項第二号に掲げる法人税及び」に改め、「地方法人税（」の下に「基準法人税額に対する地方法人税に限るものとし、」を加える。

第十四条の六第六項の表法第七十五条の四第二項（電子情報処理組織による申告）の項中「申告）」の下に「及び第八十二条の七第二項（電子情報処理組織による申告）」を加える。

第百二十三条第二項中「退職年金等積立金に対する法人税」を「各事業年度の所得に対する法人税に限るものとし」に、「）及び地方法人税（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第六条第三号（基準法人税額）に定める基準法人税額に対する地方法人税、同項第五号に掲げる地方法人税及び」を「以下この項において同じ。）及び地方法人税（基準法人税額に対する地方法人税に限るものとし、同条第一項第四号及び第五号に掲げる地方法人税並びに」に改める。

第百四十四条第六項第一号中「地方法人税法」の下に「（平成二十六年法律第十一号）」を加える。

第百五十六条を第百五十五条の二とする。

第百五十五条の三十五）

百五十五条の五十七）に改め、「第二百十一条」の下に「・第二百十二条」を加える。

の二―第百七十二条）」

第二編第三章を同編第四章とし、同編第二章を同編第三章とし、同編第一章の次に次の一章を加える。

第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一節　総則

第一款　用語の定義等

（定義）

第百五十五条の三　この章において、「連結等財務諸表」、「企業グループ等」、「多国籍企業グループ等」、「特定多国籍企業グループ等」、「導管会社等」、「恒久的施設等」、「所在地国」、「所有持分」、「支配持分」、「最終親会社等」、「中間親会社等」、「構成会社等」、「除外会社等」、「共同支配会社等」、「各種投資会社等」、「無国籍会社等」、「無国籍構成会社等」、「無国籍共同支配会社等」、「個別計算所得等の金額」、「個別計算所得金額」、「個別計算損失金額」、「対象租税」、「調整後対象租税額」、「自国内最低課税額に係る税」又は「特定多国籍企業グループ等報告事項等」とは、それぞれ法第八十二条第一号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十二号又は第二十六号から第三十二号まで（定義）に規定する連結等財務諸表、企業グループ等、多国籍企業グループ等、特定多国籍企業グループ等、導管会社等、恒久的施設等、所在地国、所有持分、支配持分、最終親会社等、中間親会社等、構成会社等、除外会社等、共同支配会社等、各種投資会社等、無国籍会社等、無国籍構成会社等、無国籍共同支配会社等、個別計算所得等の金額、個別計算所得金額、個別計算損失金額、対象租税、調整後対象租税額、自国内最低課税額に係る税又は特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。

2　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定財務会計基準　法第八十二条第一号イに規定する特定財務会計基準をいう。

二　会社等　法第八十二条第一号ハに規定する会社等をいう。

三　収入等　法第八十二条第五号に規定する収入等をいう。

四　設立国　法第八十二条第五号イに規定する設立国をいう。

五　年金基金　法第八十二条第十四号ニに規定する年金基金をいう。

六　共同支配親会社等　法第八十二条第十五号イに掲げる共同支配会社等をいう。

七　当期純損益金額　法第八十二条第二十六号に規定する当期純損益金額をいう。

八　特定連結等財務諸表　法第八十二条第二十六号に規定する特定連結等財務諸表をいう。

九　基準税率　法第八十二条の二第二項第一号（国際最低課税額）に規定する基準税率をいう。

十　過去対象会計年度　法第八十二条の二第二項第一号ロに規定する過去対象会計年度をいう。

十一　移行対象会計年度　次に掲げる特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の区分に応じそれぞれ次に定める対象会計年度をいう。

イ　構成会社等又は共同支配会社等（ロに掲げる会社等を除く。）　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の全てが所在地国としていなかつた国又は地域を当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のいずれかが最初に所在地国とした当該構成会社等又は当該共同支配会社等に係る対象会計年度

ロ　無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等となつた又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等となつた最初の対象会計年度

（企業グループ等の範囲）

第百五十五条の四　法第八十二条第二号イ⑴（定義）に規定する政令で定める会社等は、次に掲げるものとする。

一　企業集団の計算書類（法第八十二条第一号イに掲げるものに限る。次号において同じ。）にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等